

## ○金沢大学非常勤講師等の委託に関する規程

(平成17年10月1日規程第477号)

改正

### (目的)

第1条 この規程は、金沢大学(以下「本学」という。)の教育の水準維持と多様性の確保のために、必要とされる非常勤講師等の業務委託に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、非常勤講師等とは、本学の委託を受けて業務に従事する次に掲げる者(常時勤務する者を除く。)をいう。

(1) 講師

(2) 招へい講師

(3) アドバイス・アシスタント

2 前項第2号の招へい講師とは、名誉教授等本学関係者又は本学の教育理念に賛同する者で、同項第1号に掲げる者の業務に無報酬で従事するものをいう。

3 第1項第3号のアドバイス・アシスタントとは、本学の教育理念に賛同し、無報酬で実習等の指導補助をする者をいう。

### (条件)

第3条 前条第1項第1号の業務委託は、原則として次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

(1) 必修科目、総合科目又は免許・資格を取得するために不可欠な授業科目(以下「必修科目等」という。)で、学内に当該授業科目を担当できる専任教員を欠く場合

(2) 必修科目等で、受講希望者が多数に及ぶことにより、専任教員のみでは円滑な授業が行えない場合

(3) 専任教員が出張、研修、休職により長期間にわたり不在となる場合であって、他の専任教員による代替が極めて困難な場合

(4) 必修科目等又はカリキュラム編成上不可欠な授業科目で、担当する専任教員が授業及びその他の職務によりその負担が著しく過重となる場合。ただし、双方向遠隔授業システムによる単位互換が可能な場合を除く

2 前項の規定にかかわらず、授業の一部を担当する非常勤講師等の業務委託は、当該科目担当教員が行う授業の教育効果を高めることが認められ、かつ、次の各号の一に該当する場合にできるものとする。

(1) 民間企業等で、研究開発、生産技術、流通等の業務に携わる者が、その専門知識に基づいて行う授業

(2) 行政機関等で、法律、経済、教育等の政策立案業務に従事する者が、その専門知識に基づいて行う授業

(3) 医学、薬学等の分野で、特定の専門的な知識、技術、経験を有する者が、それらに基づいて行う授業

### (選考)

第4条 非常勤講師等の選考は、教授会又はこれに相当する会議(以下「教授会等」という。)の議を経て、学長が行う。

2 寄附金で経費を負担する非常勤講師等の選考は、前項の規定にかかわらず、教授会等の議を経て、金沢大学学則第22条第1項で定める部局長等が行うことができる。

(期間)

第5条 非常勤講師等に業務を委託する期間は、1年を超えない範囲で定める。ただし、その終期は、当該年度を超えないものとする。

(提出書類)

第6条 非常勤講師等は、本学が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 前項の提出書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに本学に届け出なければならない。

(中途解約)

第7条 本学又は非常勤講師等は、やむを得ない事由があるときは、期間の途中であっても、それぞれ相手方に対して解約を申し出ることができる。

2 前項の申し出は、解約しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、緊急の事由による場合は、この限りではない。

(報酬)

第8条 第2条第1項第1号の講師の報酬1時間当たりの単価は、別表に掲げる額とする。ただし、本人の申し出があったときは、無報酬とすることができる。

(交通費)

第9条 非常勤講師等の旅費は、国立大学法人金沢大学職員旅費規程により支給することができる。

(倫理の保持等)

第10条 非常勤講師等は、その権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の社会の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの防止等)

第11条 本学は、非常勤講師等の良好な業務環境の確保のため、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置を講ずるものとする。

2 非常勤講師等には、国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程を適用する。

(安全・衛生管理)

第12条 本学は、非常勤講師等の安全・衛生及び危険防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 非常勤講師等は、安全・衛生に関する関係法令を遵守するとともに、本学が行う安全・衛生に関する措置に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 非常勤講師等が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、本学が当該被害者に対しその損害を賠償する。

2 本学は、前項の損害が非常勤講師等の故意又は重大な過失に起因する場合は、その損害の全部又は一部を非常勤講師等に負担させるものとする。

(災害補償等)

第14条 非常勤講師等が本学の施設、設備に起因する災害及び業務遂行上生じた災害により損害を被ったときは、本学が加入する国立大学法人総合損害保険の範囲内で当該損害を補償する。

(称号の付与)

第15条 非常勤講師等には、その業績、業務内容に応じ、客員教授、臨床教授、特任講師等の称号を付与することができる。

(その他)

第16条 この規程により難しい場合は、その都度学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

非常勤講師単価表

職種	単価
非常勤講師(下記以外)	5,660
非常勤講師(客員教授, 客員准教授に限る)	7,980
教員養成実地指導による授業を担当する非常勤講師	2,830
上記(外国人に限る)	3,500
人間社会学域学校教育学類附属学校の非常勤講師	2,140
上記(外国人に限る)	3,500